

一般社団法人 100 歳大学定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 100 歳大学と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本法人は、主たる事務所を、三重県鈴鹿市に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、次の各号に掲げることを目的とする。

- (1) 全ての人々が安心して幸せに生き、持続可能で豊かな未来を次世代に手渡すことのできる社会・地域をめざす。これを達成するために行政とも協働し、多様な人々と多様なコミュニケーションを通じて、地域社会づくりに創造的に参加する。
- (2) 超高齢社会の到来の下で、高齢者がいきいきと生きがいをもって主体的に生き、地域社会づくりの担い手としても創造的に参加できるよう働きかける。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を実現するために、次の事業を実施する。

1. 100 歳大学を設置し、100 歳を超えて健康で活躍する人材を育成する。
 - (1) 人生後半を仲間と共に楽しく生きるよう支援する。
 - (2) 介護から自立へ向けて、生きがいある健康長寿の基礎の学習を推進する。
 - (3) 農業活動を通じて循環型社会の基礎を体得できるようにする。
 - (4) 地域づくりの担い手を育てる。
 - (5) 地域とつながるための IT 技術の習得を支援する。
 - (6) 演劇・歌などを通じて、高齢者の表現力・コミュニケーション力を開発する。
 - (7) 行政と協働し、持続可能な社会をめざす。
2. 介護から自立へ向けて高齢者の心身機能の向上に努める。
 - (1) 東洋医学や統合医療等を研修し自己治癒力を高めてゆく。
 - (2) 多種多様な療法を駆使して、心身の状態を改善する。
 - (3) その他、心身の健康と生活の質の向上を図るため創造的に多様な活動を展開する。
 - (4) 上記の事業を有効に実施するために、各種の団体と連携する。
3. 地域の文化・伝統を掘り起こし、次世代につなげる。
4. 幸せな生活を送ることのできる社会を実現するために、人類史的観点に立った自然観・人間観・生命観を追求し、次世代社会を展望する。
5. 上記事業に関連する物販事業を行う。
6. 前各項に付帯関連する一切の事業。

第3章 社 員

(社員)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した個人、又は団体を社員とする。

(入社)

第6条 社員となるには、当法人所定の様式に記入して、代表理事の承認を得なければならない。

(入社の拒否)

第7条 入会の拒否をすべき正当な事由がある場合は、入社を拒否することができる。

(経費などの負担)

第8条 社員は、当法人の目的を実現するため、社員総会で定める年会費を納入しなければならない。

(退社)

第9条 社員は、退社届を提出すれば、いつでも退会することができる。ただし、納入した会費は、返還しない。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次のどれかに該当する場合は、資格を失う。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人または、被保佐人になったとき。
- (3) 死亡、もしくは、失踪宣言を受けたとき、又は、解散したとき。
- (4) 3年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 社員総会が承認したとき。

(除名)

第11条 当法人の社員が、次のどれかの事由に該当する場合は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損した場合
- (2) 当法人の目的に反する行為をした場合
- (3) 社員としての義務に違反した場合

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 社員の資格を喪失した者は、既納の会費及びその他本法人の資産に対して、何らの請求をすることができない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。
(種類及び開催)

第 15 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要ある場合に開催するものとする。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、代表理事が招集する。

2 代表理事は、総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した文書をもって、臨時総会の招集の請求があったときは、その請求があった日から 40 日以内に招集しなければならない。

3 総会の招集は、総会の目的である事項及びその内容、日時、並びに場所、その他法令で定める事項を明示して、開会の日の 1 週間前までに書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、理事会において定めた理事がこれを行う。

(議決権)

第 18 条 すべての社員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項に関する決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 他の法人との合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡
- (7) その他法令で定められた事項

(書面等による決議)

第 20 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により、評決し、又は本法人の議決権を有する他の社員 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録により作成し、保存しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 役員等

(役員)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 代表理事 5名以内
- (2) 副代表理事 35名以内
- (3) 理事 5名以上45名以内（代表理事及び副代表理事を含む）
- (4) 監事 13名以内

- 2 前項の第1号から第4号をもって、一般法人法上の理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、社員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 理事会の決議により、代表理事以外の理事の中から、一般法人上の業務執行理事を選定することができる。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずる特別の関係にある者を含む。）である理事の合計は、理事総数の3分の1を超えない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人（その他のこれに準ずる相互に密接な関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えない。
- 6 監事は、本法人の理事又は使用人を兼ねることができないほか、前2項の規定を適用する。

(理事の職務権限)

第24条 代表理事は、本法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事は、代表理事に事故あるとき、又は欠けたときは、代表理事があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、本法人の業務を執行する。
- 4 業務執行理事は、代表理事の命を受けてその職務を行う。
- 5 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
- 6 代表理事及び副代表理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

い。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事又は監事は、前任者又は他の現任する理事又は監事の任期満了の日までとする。

(役員解任)

第27条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬)

第28条 役員報酬、賞与、その他の職務執行の対価として、当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、社員総会の決議によって定める。

(顧問及び評議員)

第29条 当法人は、顧問及び評議員を置く。

2 顧問及び評議員は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。顧問及び評議員は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時、および場所、並びに議事にすべき事項の決定

(2) 総会によって委任された事項

(3) 前2号に定めるもののほか、本法人の業務執行の決定

(4) 全理事の職務執行の監督

(5) 代表理事、副代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会)

第32条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度4回以上開催する。臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事が、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 監事から、代表理事に対して招集の請求があったとき。
- (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集するとき。

(招集)

第33条 代表理事が理事会を招集する。

- 2 理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを得ないで、理事会を開催できる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、特別な利害がある理事を除いて、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その決議があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した役員は、前項の議事録に署名しなければならない。
- 3 代表理事が欠席した場合には、当該理事会に出席したすべての理事及び監事が署名又は記名押印を行う。

第7章 委員会

(委員会)

第38条 当法人に、次の委員会を置く。各委員会代表は5人以内とする。

- (1) 100歳大学委員会(総務)
- (2) 広報宣伝委員会
- (3) 編集委員会
- (4) 記録出版委員会
- (5) 食料・農業委員会(家庭菜園、実のなる木等)

その他、必要な委員会を設置できる。該当する組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

第8章 研究センター

(設置等)

第39条 当法人に研究センターを置く。

- 2 研究センターには、代表（5人以内）、委員及び所要の職員を置く。
- 3 代表理事は、研究センターの代表及び重要な職員を、理事会の決議を経て任免する。
- 4 研究センター会議を適宜に持つ。
- 5 研究センターの組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

第9章 支部

（設置等）

第40条 当法人に支部を置く。

- 2 各地に支部を置く。
- 3 支部会議及び支部運営委員会を置く。
- 4 支部代表は支部長（5人以内）とし、委員は本部と支部会議が相談して運営する。
- 5 支部の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

第10条 本部事務局

（設置等）

第41条 当法人に本部事務局を置く。

- 2 本部事務局長、副事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 代表理事は、本部事務局長、副事務局長及び職員を、理事会の決議を得て任免する。
- 4 本部事務局会議を適宜に持つ。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

（書類及び帳簿の備え付け）

第42条 主たる事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けて置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 社員総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 事業計画書及び収支予算書
- (7) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

第11章 資産及び会計

（事業年度）

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(資産の構成)

第44条 当法人の資産は、会費その他の収入からなるものとする。

(資産等の管理)

第45条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第46条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

2 当法人の毎事業年度の剰余金は、これを分配することができない。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度の終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受け、定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の定時総会に提出された書類のうち、第1号及び第2号の書類についての内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くものとする。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 当法人は、総会の決議その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第50条 当法人の解散に伴う残余財産は、総会に決議を得て、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第5条第7号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人の残余財産の分配を行わない。

(清算人)

第51条 当法人の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任する。ただし、必要があると総会において認めたときは、理事以外の者から選任することができる。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 14 章 補則

(細則)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める。

(法令の準拠)

第 54 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法上その他の法令に従う。

附則

1 本法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

2 本法人の設立時社員の住所及び氏名は、次のとおりである。

三重県鈴鹿市岡田三丁目 9 番 7 号	新井宗仁
三重県鈴鹿市北玉垣町 8 9 7 番地	五十嵐一雄
三重県鈴鹿市東旭が丘六丁目 4 番 1 3 号	川原光治
三重県四日市市伊坂台一丁目 1 5 3 番地	鬼頭洋一
三重県鈴鹿市南玉垣町 6 1 7 3 番地の 3	佐合大作
三重県四日市市小浜町 6 番地 8	鈴木和久
三重県鈴鹿市南玉垣町 6 1 4 5 番地の 9	中田悌夫
三重県三重郡菰野町大羽根園青葉町 7 番地 1 4	橋元慶男
三重県鈴鹿市神戸六丁目 1 番 2 7 号	花井錬太郎
三重県鈴鹿市東磯山一丁目 2 4 番 1 6 号	林 雅己
岐阜県岐阜市青柳町 6 丁目 1 4 番地 2	中田王海

3 本法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。